

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和1年6月6日(2019.6.6)

【公開番号】特開2018-125220(P2018-125220A)

【公開日】平成30年8月9日(2018.8.9)

【年通号数】公開・登録公報2018-030

【出願番号】特願2017-17815(P2017-17815)

【国際特許分類】

H 01 R 4/02 (2006.01)

H 01 R 43/02 (2006.01)

【F I】

H 01 R 4/02 Z

H 01 R 43/02 A

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月23日(2019.4.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

前記コネクタにおいて、前記端子の表面に予めクリームはんだがセットされており、前記複数本の電線のそれぞれの導体の先端が前記クリームはんだ上に位置決めされた状態でヒータにより前記端子の表面に押圧されかつ前記クリームはんだが加熱されることにより、当該導体の先端と前記端子の表面とのはんだ付けが行われる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0065

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0065】

C) 電線接続面と接続対象部位との接続について

前記実施の形態では、ヒータによる加熱によって接続部材70の溶融と同時に絶縁被膜14の溶融または分解による導体12の表面からの除去が行われるが、当該絶縁被膜14の除去は加熱の前に予め行われてもよい。すなわち、複数の電線のそれぞれにおいて設定された導体の接続対象部位を露出させるように絶縁被覆がいわゆる皮剥ぎ処理によって接続工程の前に予め除去され、前記接続工程において前記のように露出した導体と電線接続面とのはんだ付けが直接的に行われてもよい。この場合、前記絶縁被覆を構成する材料は、必ずしも溶融または分解されるものでなくてもよい。各電線が裸電線の場合には前記絶縁被覆の除去を要しないことはいうまでもない。